

平成29年度答申第6号
平成29年6月13日

諮問番号 平成28年度諮問第12号（平成29年3月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の兄である故P（昭和5年a月b日生まれ）は、昭和21年1月8日に現在の中華人民共和国のA地において死亡した者である。

（改製原戸籍謄本（Q））

- (2) 審査請求人は、平成27年6月18日、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（審査請求人の特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成28年7月6日付けで、審査請求人に対し、「特別弔慰金は、死亡者が戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していた場合に遺族に対し支給されるものですが、死亡したX様は戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有して

いたものとは認められません。従いまして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした（なお、上記の理由記載中「死亡したX」とあるのは、「死亡したP」の誤記であることは明らかである。）。

（却下通知書）

- (4) 審査請求人は、平成28年9月18日付けの消印のある郵便で、審査庁に対し、審査請求書を提出し、審査庁は、同月20日、これを受け付けた。

（審査請求書、郵便による審査請求書の送付に用いた封筒）

- (5) 審査庁は、平成29年3月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

2 本件審査請求の要旨

故Pは、弟である審査請求人と共にC地で暮らしていたが、終戦時の昭和20年9月頃、侵攻してきた当時のソビエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連」という。）の兵士によって連行され、満洲の物資や鉄道のレールをソ連に運ぶための強制労働に従事させられた後、ソ連国境まで行ったところで「兵隊でないから」という理由で解放されたものである。故Pがソ連兵に連行された際には、同じ部落から故Pを含めて5人くらいの者が同時に連行されたが、そのうちの一人である故R（審査請求人の同級生Sの叔父）については戸籍上「戦病死」とされているのであるから、同様にソ連の言うことを聞いて死んだ故Pも同じはずであり、審査請求人は故Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有する者と認められるべきである。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

故Pについて、厚生労働省保管資料である「邦人死亡者索引簿」には「昭和21年1月8日A地にて発疹チブスにより死亡」との記録があり、同じく厚生労働省保管資料である「引揚者在外事実調査票」には母Tが昭和31年6月12日付けで「昭和21年1月11日にD病院にて死亡した」旨の申立てを行ったとの記録があるが、B保管資料及び厚生労働省保管資料に軍人軍属又は準軍属の身分を有していたという記録はなく、審査請求人からも故Pが軍人軍属又は準軍属の身分を有していたことを裏付ける資料の提出はない。また、その他

の資料によっても、審査請求人が主張するような故Pが「ソ連の犠牲になった」ことを裏付けるものではなく、故Pがソ連軍による抑留中に死亡した者又はソ連地域内にあった未復員者と同様の実情にあったものとはいえない。

したがって、原処分は適正であって、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるU（以下「審理員U」という。）、同室総括審理専門官であるV及び同室企画調整専門官であるW（以下「審理員W」という。）を指名し、うち審理員Uを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年10月4日付けでそれらの旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Wは、平成28年10月4日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年11月4日までに弁明書を提出するよう求め、併せて、本件却下処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には同日までに提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、平成28年10月31日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Wは、同年11月7日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年12月7日までに提出するよう求めた。また、審理員Wは、同年11月7日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された書類等の標題を知らせる文書を送付した。

エ 審理員Wは、平成29年2月15日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年3月1日である旨を通知した。

オ 審理員Uは、平成29年2月28日付けで、審査庁に対し、「審理員U」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Wは、同日付け

で、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（E市長）：平成27年6月18日
本件却下処分（処分庁）：平成28年7月6日（本件請求から54週間）
本件審査請求（審査請求書は郵送による提出）
：同年9月18日（郵便消印日）
：同年9月20日（審査庁受付日）
審理員意見書提出：平成29年2月28日（審査庁受付日から23週間）
諮問書提出：同年3月27日（審査庁受付日から26週間）

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 U」と記載されているところ、一件記録によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Uの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員はいずれも、公正に審理を行い、その結果が裁決に適正に反映されるように、審理の結果を審理員意見書にまとめる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は審理手続終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 特別弔慰金支給法は、3条において、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定している。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、「遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者」とは、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者の遺族をいう（遺族援護法34条参照）。

(2) 審査請求人は、本件請求を行うに当たって、故Pがどのような「もとの身分」を有していたか明らかにしないまま、請求の根拠として、故Pと一緒にソ連兵に連行されて強制労働に従事させられた故Rについては「戦病死」として取り扱われているのであるから、故Pについても同様の取扱いがされるはずであると主張し、特別弔慰金の支給を求めているものである。

(3) 処分庁は、審査請求人の本件請求に対し、

ア まず、B保有の戦没者台帳を調査したが、これによれば、故Pと同じ立場にあったと審査請求人が主張する故Rについては、軍人軍属等の身分を有していたことが確認できたものの、故Pについては、故Pが遺族援護法における弔慰金支給の対象となる者であることを確認できなかったこと、

イ そのため、平成27年11月4日、厚生労働省社会・援護局援護・業務課に対し、同局保管資料による調査を依頼したところ、平成28年5月20日付けの同課からの回答（同課給付係作成の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金にかかる調査について（回答）」）は、同局保管資料（邦人死亡者索引簿及び引揚者在外事実調査票の写し）によれば、故Pが遺族援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたという記録はないというものであったこと、

ウ そこで、故Pについては、遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたとは確認できないと判断して本件却下処分をしたこと

が、それぞれ認められる。

（平成28年10月31日付け弁明書及びその添付資料）

(4) そして、当審査会の審査庁に対する照会に対する各回答（平成29年4月26日付け及び同年5月2日付け）によっても、処分庁が行った上記(3)ア及びイの調査と同様の結果であることが確認されており、処分庁の上記判断に誤りがあるとは認められない。

また、処分庁は、審理員に対して弁明書を提出し、その中で故Pが遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有するか否かについて調査した経緯を明らかにして、本件却下処分のおりの判断に至ったことを説明している。しかしながら、審査請求人は、その後においても、審理員に対し、自ら故Pが上記のいずれかの身分を有していたことを認めるに足りる新たな資料を提出しておらず、また、当審査会において、本件審査請求に係る

事件記録その他の資料を精査しても、故Pが遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたと認めるに足りる資料は存在しない。

以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

3 付言

なお、本件のように、特別弔慰金の請求において、死亡した者が遺族援護法に基づく弔慰金支給の対象であることが前提となるにもかかわらず、実際にはこれを受ける権利の裁定を受けることなく請求がされた場合の資料収集の在り方について付言する。

遺族援護法による弔慰金を受ける権利の裁定を受けるためには、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和27年厚生省令第16号。以下「遺族援護法施行規則」という。）は、36条の2第2項において、同条第1項所定の弔慰金請求書とともに、「死亡した者（第2号から第5号までに規定する者を除く。）の死亡が昭和12年7月7日以後における在職期間内に生じた公務上の負傷又は疾病によるものであることを認めることができる書類」など、死亡した者の身分等に区分して定められた所定の各書類を添付しなければならないとしている。

一方、特別弔慰金の請求手続においても、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条2項から5項までにおいて、請求者が特別弔慰金請求書に添付して提出すべき書類が定められており、遺族援護法に基づいて同法による弔慰金を受ける権利の裁定を受けていることが想定されない特別弔慰金支給法2条2項に該当する者として請求する場合については、死亡した者が軍人軍属である場合には「その者の死亡が昭和6年9月18日以後における遺族援護法第3条に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）内の公務上の負傷若しくは疾病（遺族援護法第4条の規定により公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。以下同じ。）又は昭和12年7月7日以後における在職期間内の事変に関する勤務に関連する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類」（特別弔慰金支給法施行規則1条2項4号イ）を、死亡した者が準軍属である場合には「その者の死亡が昭和12年7月7日以後における公務上の負傷若しくは疾病によるものであること又は同日以後における準軍属としての勤務に関連する負傷若しくは疾病によるものであることを認めることができる書類」（同号ロ）を、それぞれ添えなければならないと規定

されている。

ところで、特別弔慰金支給法における「戦没者等の遺族」とは、遺族援護法による弔慰金の受給権者を基本とするものであるが、「弔慰金を受ける権利を取得した者」とは、必ずしも平成27年4月1日までに弔慰金を受ける権利の裁定を受けている者であることを要せず、同日以前に受給権が生じていればこれに該当する、と解釈運用されている。そのため、同日までに遺族援護法に基づく弔慰金支給の裁定がされていない死亡した者に係る特別弔慰金の請求については、当該特別弔慰金の請求手続の中で、その者の死亡が公務上の負傷若しくは疾病によるものであると認められるかなど、本来遺族援護法の手続中において予定されていると同様の弔慰金の受給要件を満たしているか否かの判断が必要となり、請求者は、この点の要件も立証できなければ、特別弔慰金の請求が認められないものと解される。その意味においては、同日までに遺族援護法に基づく弔慰金支給の裁定がされていない死亡した者に係る特別弔慰金の請求は、特別弔慰金支給法2条2項に該当する者としてされる請求と変わるところがない。

もっとも、こうした点に関する資料は公的機関の側が保有していることが多く、個人の側で行い得る立証活動には限界があり、殊に戦後70年を経過した現在においては、その困難性は一層増しているものと考えられ、特別弔慰金支給法の目的に照らして考えれば、このような請求があつた場合、処分庁においても、公的機関の保管資料や各種特別給付金等の請求時の申立書等の調査確認を行うことによって、できる限り公平な救済を図ることが必要というべきである。

しかし、そのような運用を前提としても、請求者側において、遺族援護法に基づく弔慰金の受給要件を備えていることを認めるに足りる書類を保有している場合があることも当然想定することができるものであり、また、上記のような処分庁の調査によつたときにも、「平成27年4月1日までに弔慰金を受ける権利の受給権が発生していること」が明らかにならないことがあり、そのときには、不利益は請求者が負担することになることからすれば、当審査会としては、遺族援護法に基づく弔慰金支給の裁定がされていない死亡した者に係る特別弔慰金の請求がされた場合についても、運用上、特別弔慰金支給法施行規則1条2項4号及び遺族援護法施行規則36条の2第2項に規定されているのと同様に、遺族援護法に基づく弔慰金の受給要件の具備について請求者において提出すべき書類などを明確化した上で、請求者に周知しておくことが望まし

いものと思料する。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ